

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2022年2月9日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

■組織改定に伴う変更

当社は、2022年7月1日付けで組織改定をおこなう予定です。

主な内容は、以下のとおりです。

- ・浜岡原子力発電所のガバナンス(注3)機能の強化を図るため、発電所の総括業務をおこなう部署を集約し、総括・品質保証部をあらたに設置する
- ・保守業務の品質向上および効率化を図るため、工事の設計、調達、システムの健全性評価等を専門におこなうエンジニアリング部をあらたに設置する
- ・業務をより効率的に実施するための組織・業務分担の見直しをおこなう

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受けるものです。

注3 ガバナンスは、組織が同じ目的のもと、同じ方向を向くことができるよう指し示すことです。

以上